

匝瑳市横芝光町消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第3期）

令和8年3月 制定

匝瑳市横芝光町消防組合長

匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員

匝瑳市横芝光町消防組合議会議長

1 本計画の位置づけ

匝瑳市横芝光町消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条の規定に基づき、匝瑳市横芝光町消防組合長、匝瑳市横芝光町消防組合代表監査委員及び匝瑳市横芝光町消防組合議会議長が策定する特定事業主行動計画です。

2 計画期間

本計画の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標と目標を達成するための取組

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍の推進に向けた状況を把握し、推進すべき課題について分析を行いました。当該分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定し、取組を実施します。

（1）採用した職員に占める女性職員の割合

ア 目標

女性消防吏員の比率について将来的に10%程度まで引き上げることを目指し、令和13年度当初までに採用者に占める女性の比率を10%以上にすることを目指します。

イ 取組

- (ア) 女性が安心して働くことができる職場環境を理解してもらうため、施設見学、業務体験等を盛り込んだ女性向け消防職業説明会を開催します。
- (イ) 女性向け消防職業説明会等を通じて採用試験合格の後の採用辞退を防ぐため、職務内容、勤務形態、教育訓練の見通し等を丁寧に説明し、入庁後の不安軽減に配慮します。

(2) 採用試験の受験者の総数に占める女性の割合

ア 目標

令和12年度までに、採用試験の受験者の総数に占める女性の割合を20%以上にすることを目指します。

イ 取組

- (ア) 採用試験実施年度に、管内の高校、近隣の大学等を対象とした採用説明会を開催します。
- (イ) 採用試験実施年度に、採用説明会等に関する事、職場環境に関する事等を広報119だより、公式ホームページ等にて積極的に広報を実施していきます。
- (ウ) 将来の採用試験への応募を見据え、より早い時期から消防の業務を認知してもらう観点から、小学生、中学生といった若年層、さらにはその保護者層に対し、消防の認知度やイメージの向上のための広報を実施していきます。
- (エ) 採用試験の応募者数を増加させるため、消防を認知していない潜在層に対する広報効果が期待できる情報発信力の高いデジタル媒体を積極的に活用した広報を実施していきます。

(3) 配偶者の出産時における休暇を取得しやすい職場環境の整備

ア 目標

令和12年度までに、配偶者の出産時における休暇について、取得率100%（平均取得日数5日以上）を目指します。

イ 取組

配偶者の出産時における休暇について、現在、当該休暇制度は、職員間

で広く周知されており、また、当該休暇の取得についても深く理解されている状況であることから、現在の職場環境を引き続き確保していきます。

(4) 年次休暇の取得の促進

ア 目標

令和12年度までに、年次休暇の平均取得日数について、12日以上(60%以上)を目指します。

イ 取組

(ア) 年次休暇の取得の促進に関し、定期的な周知を図るとともに、職員の当該休暇の取得に対する意識改革を行います。

(イ) 各職員の年次休暇の取得状況を定期的に把握し、取得日数の少ない職員に当該休暇の取得を促す等、年次休暇の計画的取得の促進を図ります。

(5) 男性職員の育児休業取得率の向上

ア 目標

令和12年度までに、男性職員の育児休業取得率について、30%以上を目指します。

イ 取組

(ア) 男性職員の育児休業の取得の促進に関し、定期的な周知を図るとともに、職員の当該休業の取得に対する意識改革を行います。

(イ) 管理職職員に制度の趣旨を理解してもらい、配偶者の出産を控えている男性職員に対し、育児休業の取得を配慮する等、育児休業を取得しやすい環境づくりを実施します。